

前橋市監査委員公表第3号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年5月7日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

# 都市計画部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成30年4月10日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：区画整理課】</p> <p>1 書面取り交わしによる契約履行について (指摘事項)</p> <p>松並木土地区画整理事業 区画道路整備工事(第1工区)、元総社蒼海土地区画整理事業 公共下水道工事(第7工区)において、工事打合せ書を用いた書面による記録がないまま、変更契約が行われていた。</p> <p>建設工事請負契約約款第1条第5項では、約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならないと規定されていることから、書面を用いない口頭による協議ではなく、書面をもって約款に従った契約履行を行うように改善された。</p>	<p>書面取り交わしによる契約履行について、変更契約を行う場合は、請負者との口頭による協議ではなく、工事打合せ書を用いた書面による協議が必要であることから、課内で工事担当者研修を実施し、契約約款に基づく適正な契約の履行を徹底することとした。</p>